

沖縄21世紀ビジョン基本計画  
(沖縄振興計画)等  
総点検報告書(素案)に対する  
答申(案)について

令和元年12月  
沖縄県振興審議会

# 目 次

## 第1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

【総点検報告書（素案）全体への評価、総括的意見を記載する】

## 第2 修正意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

【部会調査審議結果報告書の別紙1（修正意見）の集約版を記載する】

## 第3 付帯意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

【部会調査審議結果報告書の別紙2（重要性を増した課題・新たに生じた課題）及び別紙3（自由意見）の集約版を記載する】

### (1) 重要性を増した課題について・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (2) 新たに生じた課題について・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (3) 自由意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

## 第4 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (1) 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (2) 沖縄県振興審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (3) 沖縄県振興審議会部会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・○

### (4) 審議会及び正副部会長合同会議の開催実績・・・・・・・・○

### (5) 部会における調査審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・○

## 第1 はじめに

本審議会は、令和元年7月16日に沖縄県知事から諮問された「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」（以下「総点検報告書（素案）」という。）について、総合部会をはじめとする9つの部会を設置して、これまで丁寧かつ慎重な調査審議を重ねてきた。

その調査審議の結果を総括すると、検証対象期間中の取組及びその成果及び課題並びに今後の対策について、概ね妥当な検証がなされたものと評価できるが、次の諸点については、各部会において共通の問題・課題として指摘されたものとして整理した。

第一に、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する活動計画として策定された「沖縄21世紀ビジョン実施計画」において、基本施策ごとに設定された「目標とするすがた」及び施策展開ごとに設定された「成果指標」についてである。

まず、「目標とするすがた」は、県民が描いた将来像の実現につながる基本施策において目標とする姿を、基本施策におけるアウトカムとして示したものであり、基本施策の目的や方向を示す項目として、設定するとしている。このうち、県民意識調査における調査値を採択している場合において、令和3年度の目標が単に「県民満足度の向上」とされている場合があるが、他の目標とするすがたの項目と同様に、可能な限り客観的な数値によって目標値を定めるべきである。

次に、「成果指標」であるが、沖縄県等が実施する活動の成果、すなわち各施策で掲げた課題に対する成果、県民生活の向上への効果等を表したもので、施策効果を検証する際の基準や物差しとしての役割を持つ指標として設定する、としている。

「成果指標」は施策展開ごとに設定されることから、再掲を含めて全体で512もの指標があるが、必ずしも定量的な効果が発現するとは言い難いものや数値そのものの絶対量に限界があるもの等が想定されるものの、施策の成果（アウトカム）又は活動量（アウトプット）のいずれを設定すべきかが十分吟味されたものかどうか明確でないものや、基準値や目標値を設定した際の考え方や計画期間中における見直しのあり方などについて、十分に検討がなされていたかどうか疑問が残るものが一部に見受けられた。

さらに、「目標とするすがた」又は「成果指標」の達成状況に関して、たと

例えば基準値よりも現状値が悪化している状態への適切な評語が設定されていなかったり、成果指標に対する各評語の区分（「達成」や「進展」など）を算定する際の基準（目標に対して何パーセント進捗しているか等）が明確でない点が明らかとなった。これらについては、総合部会から各部会に対して、評価基準を統一したうえで、評価区分に関する表現を検討するよう申し送りを行い、総点検報告書（素案）の該当箇所の修正を行っている。

新たな振興計画における施策評価のあり方を検討する場合においては、上記の点を踏まえて、適切な評価手法を定めるよう希望する。

第二に、総点検報告書（素案）における総点検結果の記載についてである。総点検報告書（素案）は全5章で構成されているが、第4章において「克服すべき沖縄の固有課題」として、「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」、「離島の条件不利性克服と国益貢献」、「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」、「地方自治拡大への対応」の4つの分野に関して、第3章までに述べられた関連施策を総括的・横断的に評価する章となっている。

しかし、主な取組による成果等や課題の記述が、各施策のいわば横申しを通したものとなっておらず、第3章までの記載がそのまま掲載されているものが見受けられており、施策横断的な点検・評価が必ずしも十分とは言えない。また、第5章の圏域別展開についても、同様の点を指摘できるため、各圏域別に特色ある施策の点検・評価をなされることを期待したい。

第三に、SDGs（Sustainable Development Goals）のゴール及びターゲットに関する取組である。「持続可能な開発目標」として2015年9月に国連総会で採択されたSDGsに関して、県当局からは各部会において、SDGsと沖縄21世紀ビジョン基本計画の関係について報告があり、SDGsの17のゴールすべてに、同計画の基本施策や施策展開と関連があることが確認された旨の説明があったところである。また、県では令和元年11月に「沖縄県SDGs推進方針」を策定し、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けて、SDGsを推進し、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指す、としている。

国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。」としており、残りの計画期間における施策展開及び新たな振興計画

の策定にあたって、引き続き重要な要素として検討するよう要望する。

このほか、一部の施策等については、検証が不十分な箇所が見られたことから、諮問事項の文言や表現等について修正すべき点を、「第2 修正意見」としてとりまとめた。

また、部会における調査審議等において、総点検結果を踏まえつつ、残りの計画期間における施策展開及び新たな振興計画の策定にあたって、重要性を増した課題や新たに生じた課題など、十分に配慮すべき事項についても多数の意見が出されたことから、これらを「第3 付帯意見」として申し送ることとした。

## 第2 修正意見について

本審議会では、9つの部会を設置し、それぞれの所掌事務ごとに調査審議を行ってきた。その結果、諮問事項の文言や表現等について修正すべき点について、正副部会長合同会議における調整を経たのち、次のとおり決定した。

(※修正意見を記載)

## 第3 付帯意見について

以上述べた修正意見のほか、令和3年度までの残りの計画期間における施策展開及び新たな振興計画の策定にあたって、重要性を増した課題や新たに生じた課題など、十分に配慮すべき事項として、次のような意見が付された。

(※重要性を増した課題、新たに生じた課題、自由意見を記載)

## 第4 参考資料

(※関係法令等、沖縄県振興審議会委員名簿、沖縄県振興審議会部会名簿、審議会及び正副部会長合同会議の開催実績、部会における調査審議経過を記載)